

個人市民税・県民税の特別徴収を実施していない

事業主の皆様へ

会津管内13市町村と
福島県会津地方振興局
からのお知らせ

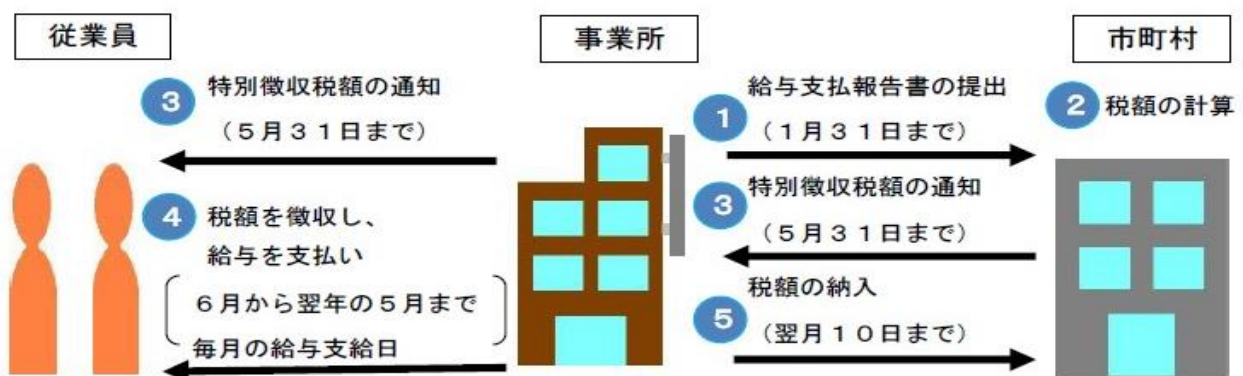
個人市民税・県民税の特別徴収義務者の指定について

◎ 福島県と県内市町村は、県内における個人市民税・県民税の特別徴収を推進するため、対象となる事業主の皆様を特別徴収義務者として、指定しています。

「所得税は源泉徴収しているけれど個人市・県民税はしていない」ということはありませんか？

- 個人市民税・県民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、個人市民税・県民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月支払う給与から個人市民税・県民税を徴収（差し引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う給与支払者（事業主）は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人市・県民税を特別徴収（毎月徴収）することが義務付けられています。

特別徴収による納税のしくみ



毎年5月に特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、通知された税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに金融機関を通じて、従業員の住所地の市町村ごとにご納入ください。

個人市・県民税の特別徴収



Q1

特別徴収は新しい制度ですか。
なぜ、特別徴収をしないといけないのですか。

A

地方税法では、従来から所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の個人市・県民税を特別徴収しなければならないこととされています。

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、当年の4月1日現在給与の支払いを受けている場合には、事業主は特別徴収しなければならないことになっています。

Q2

今から特別徴収に切り替えると、手間がかかりませんか。
特別徴収をすることで何かメリットはあるのですか。

A

個人市・県民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書等に基づいて当市で行い、事業主あてに従業員ごとの個人市・県民税額が通知されます。その税額を毎月の給与から徴収（差引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて当市に納めていただくことになります。

特別徴収をすると、従業員の方が金融機関へ納税に出向く手間を省くことができ、納め忘れの心配もありません。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が緩和されます。

Q3

新たに特別徴収を行うには、どのような手続きをすればよいですか。

A

例年どおり1月末までに「給与支払報告書」をご提出いただければ、特に手続きを行わなくても特別徴収に切り替わります。

詳しくは、市町村の住民税担当課にご確認ください。

◎ 問い合わせ先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
会津若松市	税務課	0242-39-1223	湯川村	住民税務課	0241-27-8820
喜多方市	税務課	0241-24-5217	柳津町	総務課	0241-42-2113
北塩原村	税務課	0241-23-3114	三島町	町民課	0241-48-5555
西会津町	町民税務課	0241-45-2212	金山町	住民課	0241-54-5121
磐梯町	総務課	0242-74-1213	昭和村	総務課	0241-57-2113
猪苗代町	税務課	0242-62-2113	会津美里町	税務課	0242-78-2118
会津坂下町	総務課税務管理班	0242-84-1502	福島県会津地方振興局県税部		0242-29-5241

福島県会津地区地方税滞納整理推進会議